

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3053号及び第3054号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長職務代理者 金子 正史）は、本日、次の2件の答申を行い、横浜市長が行った一部開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「利害関係者との接触に関する指針第4条に基づく通知（様式1）2件（1）横浜市道路利用者会議 意見交換会（全国道路利用者会議＜全国大会＞参加者関係）（令和2年10月14日）（2）横浜市道路利用者会議意見交換会（全国道路利用者会議＜全国大会＞参加者関係）（令和2年10月15日）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3053号及び第3054号】

2 諮問までの経過等

答申番号	請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3053 3054	令和3年12月24日	令和4年2月8日	令和4年2月11日	令和4年3月11日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
3053 3054	「利害関係者との接触に関する指針第4条に基づく通知（様式1）2件（1）横浜市道路利用者会議 意見交換会（全国道路利用者会議＜全国大会＞参加者関係）（令和2年10月14日）（2）横浜市道路利用者会議意見交換会（全国道路利用者会議＜全国大会＞参加者関係）（令和2年10月15日）」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号に該当</p> <p>・横浜市道路利用者会議（以下「利用者会議」という。）の会長（以下「会長」という。）の所属する法人の名称（以下「非開示部分1」という。）並びに会長及び利用者会議の会員（以下「会員」という。）の所属する法人における役職（以下「非開示部分2」という。）</p> <p>（個人に関する情報であって、氏名が開示されていることにより特定の個人を識別できるため。）</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3053 3054	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《利害関係者との接触に関する指針（以下「指針」という。）第4項に係る事務について》</p> <p>指針は、利害関係者との接触その他の職務執行の公正さに対する市民の信頼を損なうおそれのある行為の防止に関し、横浜市職員が具体的な行動の是非を判断するためのガイドラインである。指針第2項には横浜市職員と利害関係者が会食を共にすること等が禁止行為として、指針第3項には自らの飲食費を負担して、職務として出席する行事に合わせて会食を共にすること等が禁止行為の例外として定められている。</p> <p>指針第4項によれば、例外に該当する行為を行う場合は、所属局区のコンプライアンス推進員に申請し、同推進員は当該申請に係る行為を承認するかどうかを決定して申請者に通知することとされている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、全国道路利用者会議全国大会への参加に際し、道路局計画調整部事業推進課職員2名が、会長及び法人会員（法人として会員になっている者を指す。以下同じ）の担当者（以下「担当者」という。）2名と飲食を伴う意見交換会（以下「本件意見交換会」という。）を行うことについて、コンプライアンス推進員である道路局総務課長が承認したことに係る通知及びその別紙からなる。</p> <p>通知には本件意見交換会に係る接触の理由・必要性、費用、コンプライアンス推進員の処理内容等が、別紙には本件意見交換会の参加者の氏名、利用者会議での役職、会長及び担当者の所属する法人の名称及びそこでの役職等が記載されている。横浜市長（以下「実施機関」という。）は、これらのうち、会長の所属する法人の名称及びそこでの役職並びに担当者の所属する法人における役職の一部について、旧条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。</p> <p>《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>ア 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」について、開示しないことができることを規定している。</p> <p>もともと、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。</p> <p>イ 非開示部分1及び非開示部分2が本号に該当するとしたことについて実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 利用者会議は、個人及び法人から成る任意団体であって、「道路整備を積極的に促進し、陸上輸送、物資流通を円滑化させ、もって国民生活の安定向上を期する」という目的から設立された全国道路利用者会議の地方組織として活動している。</p> <p>(イ) 会長は、個人の資格で会員になっており、その所属する法人の名称及びその法人での役職は、公にされていない。</p> <p>(ウ) どの法人が会員であるかは旧条例の非開示事由に該当しないと考え、法人の名称を開示している。また、当該法人が公にしている担当者の氏名及び役職は開示し、公にされていない役職は非開示とした。</p> <p>ウ 当審査会は、以上を踏まえ、本件審査請求文書を見分した上で、次のように判断する。</p>

答申 番号	判断の要旨
3053 3054	<p>(ア) 非開示部分1及び非開示部分2の本号本文該当性について 非開示部分1は特定個人の所属する法人の名称であり、非開示部分2は特定個人の所属する法人における役職なので、個人に関する情報ではあるが、これらにより直ちに特定の個人を識別することができるものではない。 しかし、実施機関が令和4年2月8日付で行った、本件審査請求文書の一部開示決定において会長及び担当者の氏名が開示されていることを踏まえると、当該氏名と照らし合わせることで、非開示部分1は会長の所属する法人の名称であることが、非開示部分2は会長及び担当者の所属する法人における役職であることが明らかになる。したがって、これらは個人を識別することができる情報であり、本号本文の非開示事由に該当する。</p> <p>(イ) 非開示部分1の本号ただし書該当性について 非開示部分1は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとも、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にする必要があるとも認められず、また、会長は公務員等ではないことから、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>(ウ) 非開示部分2の本号ただし書該当性について 非開示部分2は、法令等により公にされるものとは認められず、会長が所属する法人も法人会員も、その職にある者の氏名を公にしていないことが当審査会において確認できた。また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であるとも認められず、会長及び担当者は公務員等ではないことから、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開

に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881